証券コード　3439
平成27年９月14日

株 主 各 位

名古屋市守山区藪田町510番地
株式会社 三 ツ 知
代表取締役社長　　村瀬　修

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年９月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年９月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市守山区藪田町510番地
　　株式会社三ツ知　本社４階会議室
３．目的事項
報告事項
１．第53期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第53期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第６号議案　役員賞与支給の件
第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎　招集ご通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mitsuchi.co.jp/）に掲載させていただきますので、ご了承下さい。

（添付書類）

事　業　報　告

［平成26年７月１日から平成27年６月30日まで］

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策が株価・為替動向に一定の効果をもたらし、円安進行による原材料等輸入品価格の上昇や個人消費の低迷等があるものの、企業収益や雇用情勢の改善がみられる等、景気は穏やかに回復してまいりました。

当社グループの主要得意先であります自動車部品業界におきましては、米国におけるエアバッグのリコール問題が拡大したものの、完成車メーカーの増産等により北米地区で生産が増加する等、海外市場での好調を受け、全体的には堅調に推移いたしました。一方、当社グループの主要取引先でありますシロキ工業株式会社が、経営統合によりアイシン精機株式会社の子会社となることが発表される等、将来に向けて変革が進みました。

このような経営環境の中、当社グループでは対処すべき課題であります①ガバナンス体制の強化・充実、②グループ経営効率化の推進、③グローバル戦略を支える海外子会社の体制整備、④人材育成の４つの課題解決を中心に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高につきましては、日本では減収になったものの、日系自動車メーカーの海外現地法人の海外現地調達増加等に伴い、北米、タイ、中国で売上が増加したこと及び新規受注の増加等により、売上高は137億３百万円(前年同期比1.1%増)となりました。一方利益面につきましては、全グループを挙げての原価低減活動等により売上総利益率が改善し、営業利益は７億41百万円(前年同期比37.4%増)となりました。また、経常利益は８億56百万円(前年同期比43.2%増)、特別損失として役員退職慰労金２億22百万円等を計上するものの、当期純利益は５億16百万円(前年同期比25.4%増)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

〔日本〕

海外向け受注の増加及び新規受注品の増加等があったものの、日系自動車メーカーの海外現地法人の現地調達化による生産移管等により、売上高は111億68百万円(前年同期比1.6%減)となりました。一方利益面につきましては、原価低減効果等により売上総利益は増加しましたが、販売管理費の増加により、営業利益は２億96百万円(前年同期比7.9%減)となりました。

〔米国〕

北米地区の日系完成車メーカーの増産及び新規製品の受注増加等により、売上高は９億72百万円(前年同期比37.4%増)となりました。一方利益面につきましては、受注増加による売上総利益の増加及び人件費等経費削減効果等により、営業利益は78百万円(前年同期比171.5%増)となりました。

〔タイ〕

政情不安による景気減退の影響を受けたものの堅調に推移し、売上高は24億35百万円(前年同期比7.2%増)となりました。一方利益面につきましては、原価低減活動の結果、売上総利益が増加したこと等により、営業利益は２億18百万円(前年同期比147.4%増)となりました。

〔中国〕

日系自動車メーカーの販売台数増加に伴う新規受注の増加等により、売上高は３億52百万円(前年同期比172.6%増)となりました。一方利益面につきましては、増収による売上総利益の増加等により、営業利益は５百万円(前年同期は55百万円の営業損失)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、４億13百万円となりました。その主なものといたしましては、Mitsuchi Corporation of Americaにおける機械設備の増設、Thai Mitchi Corporation Ltd.における機械設備の増設及び金型の取得、株式会社三ツ知春日井の機械設備の増設等に対する設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関より長期借入金として９億円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第50期 平成24年６月期	第51期 平成25年６月期	第52期 平成26年６月期	第53期 (当連結会計年度) 平成27年６月期
売　　上　　高（千円）	11,509,783	12,595,695	13,555,781	13,703,584
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△30,804	340,113	597,988	856,573
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	△163,895	△60,896	411,842	516,400
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	△64.79	△24.07	162.82	204.14
総　資　産　額（千円）	13,365,935	13,248,222	13,887,334	14,194,845
純　資　産　額（千円）	6,179,123	6,397,716	6,839,740	7,691,614
１株当たり純資産額（円）	2,442.82	2,529.24	2,704.00	3,037.90

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．平成24年６月期は、平成23年12月にＴＲＷオートモーティブジャパン株式会社（冷間圧造事業部門）の株式譲受けにより、株式会社三ツ知春日井の全株式を取得し、売上高は増収となりましたが、タイ国の洪水被害の損失等により、減益となりました。
３．平成25年６月期は、売上高及び経常利益は増収増益となりましたが、株式会社三ツ知春日井における繰延税金資産の取崩等により、当期純損失となりました。
４．平成26年６月期は、日系自動車メーカーの海外現地調達化の進展による海外子会社の受注増加、及び消費税増税前の駆け込み需要による受注の増加等により、増収増益となりました。
５．平成27年６月期の状況につきましては、「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

当社グループの主要得意先であります自動車部品業界におきましては、国内生産はグローバル化により縮小傾向にある中、北米、中国、及びＡＳＥＡＮ等の新興国においては、今後も現地調達・生産が進んでいき、日系メーカーばかりでなく、新興国のローカルメーカーとのコスト競争が激化すると予想されます。このほかにも、北米で発生いたしましたエアバッグのリコール問題が全世界に波及する等、品質問題もグローバル化しており、より一層の技術革新と低コスト化、品質管理強化に対する要求が強くなると考えております。

このような経営環境の中で、当社グループは世界市場の中でも、得意先のニーズに答えるべく、安定的に低価格で品質の優れた製品を供給するため、技術開発研究にも力を入れ、海外拠点の拡充及び管理体制の強化も含めたグローバル展開を進めつつ、三ツ知グループとして事業強化の実現に向けて、以下の項目を重点的実施事項としてグループ全社で柔軟かつスピーディーに取り組んでまいります。

①コーポレートガバナンスの強化

経営環境の変化への迅速かつ適切な対応と、経営陣のスムーズな世代交代実現のため、コーポレートガバナンスと内部管理体制の強化に取り組みます。

②品質向上に資する品質管理体制の構築

品質の向上を最重要課題と位置付け、品質向上に資する管理体制を構築し、高品質な製品の安定的かつ継続的な提供を実現します。

③海外子会社の管理体制強化
グループ内における海外子会社の重要性を鑑み、海外子会社の管理体制を強化し、今後の受注増加にも対応し得る生産体制を構築します。
④海外人財の育成・強化
グローバル化の更なる進展を見据え、海外で活躍できる人財を計画的継続的に育成する制度を構築し、海外人財の育成、強化に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社三ツ知製作所	10,000千円	100.0%	自動車部品、自動車カスタムファスナーの製造、販売
株式会社三ツ知部品工業	10,000千円	100.0%	自動車部品の製造、販売
株式会社三ツ知春日井	50,000千円	100.0%	自動車部品、自動車カスタムファスナーの製造、販売
Thai Mitchi Corporation Ltd.	100,000千THB	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナー、家電部品の製造、販売
Mitsuchi Corporation of America	5,037千US$	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売
三之知通用零部件(蘇州)有限公司	6,400千US$	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売

(注) 当社の出資比率につきましては、間接保有を含む出資比率で記載しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは自動車部品の製造、販売及びその輸出入とこれに関する一切の事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地
本社	名古屋市守山区藪田町510番地
東京営業所	横浜市港北区
広島営業所	広島市南区
豊川出張所	愛知県豊川市

② 子会社

名称	所在地
株式会社三ツ知製作所	三重県松阪市
株式会社三ツ知部品工業	名古屋市守山区
株式会社三ツ知春日井	愛知県春日井市
Thai Mitchi Corporation Ltd.	タイ国パトムタニ県
Mitsuchi Corporation of America	米国テネシー州
三之知通用零部件（蘇州）有限公司	中国江蘇省

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
437名	13名増加

（注）1．従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2．上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー・アルバイト及び派遣社員の期中平均雇用人員166名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,790,743千円
株式会社商工組合中央金庫	641,970千円
株式会社三井住友銀行	157,340千円

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　8,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　2,531,889株　（自己株式120,131株を除く）
(3) 株主数　　861名
(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持株数	持株比率
	株	%
野田　純一	440,020	17.37
名古屋中小企業投資育成株式会社	400,000	15.79
シロキ工業株式会社	200,000	7.89
箕浦　幹彦	110,400	4.36
村瀬　昭三	72,000	2.84
村瀬　智子	70,000	2.76
三ツ知社員持株会	69,980	2.76
村瀬　修	60,924	2.40
田中　訓江	57,260	2.26
中川　紀代枝	53,380	2.10

（注）　持株比率に関しては、自己株式（120,131株）を控除して算出しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村　瀬　　修	株式会社三ツ知春日井　代表取締役会長 三之知通用零部件（蘇州）有限公司　董事長兼総経理
専務取締役	石　黒　　勝	
常務取締役	樋　口　哲　也	総務部長兼経営企画室長
取　締　役	高　木　隆　一	営業部長
取　締　役	荒　木　直　人	株式会社三ツ知春日井　代表取締役社長
常勤監査役	近　藤　正　行	
監　査　役	杉　山　森　夫	
監　査　役	山　口　靖　雄	

（注）１．監査役 杉山森夫氏及び山口靖雄氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．当社は、監査役 山口靖雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
３．常勤監査役 近藤正行氏は、金融機関出身者で、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役 山口靖雄氏は、平成26年９月25日開催の第52期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
５．取締役 野田純一氏及び山西栄次氏は、平成26年９月25日開催の第52期定時株主総会をもって退任いたしました。
６．監査役 磯部隆英氏は、平成26年９月25日開催の第52期定時株主総会をもって退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

（単位：千円）

区　　分	支給人員	報酬等の総額
取　締　役	７名	108,209
監　査　役 （うち社外監査役）	４名 （３名）	14,291 (2,400)
合　　計	11名	122,501

（注）１．上記金額には、第53期定時株主総会において決議予定の役員賞与10,540千円（取締役分10,115千円、監査役分425千円）を含めております。
２．取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成26年９月25日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名の在任期間中の報酬等の額を含めております。
３．上記金額には、役員退職慰労引当金繰入額4,534千円（取締役4,224千円、監査役309千円）を含めております。
４．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与18,641千円を支給しております。

５．上記のほか、平成26年９月25日開催の第52期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

退任取締役	２名	292,800千円
退任監査役（社外監査役）	１名	1,000千円

上記金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額70,820千円を含めております。

６．上記金額には、子会社との兼務役員に対する報酬等のうち子会社が実質的に負担し当社へ支払った金額を以下のとおり含めております。

取締役	６名	27,240千円
監査役	１名	1,731千円

７．取締役の報酬限度額は、平成18年９月25日開催の第44期定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。

８．監査役の報酬限度額は、平成18年９月25日開催の第44期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	杉 山　森 夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会８回のうち８回に出席いたしました。主に企業経営者としての抱負な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。
	山 口　靖 雄	社外監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会６回のうち６回に出席いたしました。主に財務及び会計についての発言を適宜行っております。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、企業経営や財務に幅広い知見を有する２名の社外監査役に適切に経営監視をいただいておりますが、当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんでした。しかしながら、社外取締役の選任とその役割について、コーポレート・ガバナンス全体にかかわる課題として、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たに創設されます「監査等委員会設置会社」への移行を前提に検討を行ってまいりました。

その結果、平成27年９月29日開催予定の第53期定時株主総会において、「監査等委員会設置会社」に移行するとともに、監査等委員である社外取締役２名を選任することを予定しております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,500千円
②	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,682千円

注１．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容、業務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び同業他社水準等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．当社の重要な子会社のうち、在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である人事労務に関する助言、指導等を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第２条第６号に定める大会社に該当しませんが、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、当社グループ役職員の行動・判断基準とするべく経営理念、コンプライアンスガイドラインを定めるとともに、配付や研修を実施し、意思統一を図り、関係法令を遵守し、社会に適合した行動をするための指針とする。

② 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の当社グループ内通報システムである内部通報制度の適正な運用を図る。

③ 内部監査部門である社長直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社に対する内部監査を行う。

④ 監査役は、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行状況を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体にて行い、文書管理規程に基づき、文書の種類により５年、10年、永久の保存期間を定め、必要に応じて随時閲覧できるように保存・管理する。

② 開示情報が発生した場合には統括管理責任者は内容を精査し、適時適切に開示する。

(3) 当社及び子会社における損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社グループ全体のリスク管理に関する事項は、リスク管理規程に規定しており、必要に応じて社長をトップとする対策本部を設置して、対応方針を決定する。また、日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が上長へ報告し、各業務責任者が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。

② リスク管理の対応状況については、内部監査室が監査をする。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、中長期の経営課題及び方針の下でグループの年度計画・予算を策定し、当社グループ内の意思統一を図るとともに、資金・要員等の経営資源を効率的に配分する。

② 当社は、職務執行を迅速かつ実効性のあるものとするために、業務分掌規程、職務権限規程により責任・権限を明確にして、業務遂行の円滑化を図る。子会社には、当社の承認を必要とする事項を明確にして意思決定を迅速化するとともに、当社に準じた責任・権限体制を構築させる。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、重要事項について当社への事前承認を求めるとともに、経

営計画、緊急情報等の報告を義務付ける。また、子会社に当社役員を配置して子会社を管理し、グループ会議等を通じて相互密接な連携を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、必要に応じて職務を補助する使用人を置くこととする。
② その場合、当該使用人の任命、異動は監査役会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令、人事考課は監査役が行う。

(7) 監査役への報告に関する体制

① 常勤監査役は、取締役会以外に、経営会議やグループ会議等の重要会議への出席を通じて、当社及び子会社に関する業務の執行状況の報告を受ける。
② 当社グループの役職員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社又は子会社に経営上重大な影響を及ぼす恐れのある事象やその他著しい被害を及ぼす恐れがある事象が発生した場合には、遅滞なく監査役に報告する。
③ 内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求があった場合には、当該請求に係る費用等が職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を行う。
② 監査役は、内部監査室との連携及び情報交換を行う。
③ 監査役は、会計監査人との情報交換を通じて、連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、三ツ知グループの経営理念及び行動指針に基づき、社内ホームページや社内掲示板等を用いて、経営理念の浸透や法令順守への向上を図る取り組みを行っている他、有効な内部通報体制の整備や、監査役及び内部監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

～～～

連結貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**8,801,591**	**流動負債**	**3,983,144**
現金及び預金	3,135,009	支払手形及び買掛金	2,162,113
受取手形及び売掛金	3,012,157	短期借入金	351,500
商品及び製品	996,433	1年内償還予定の社債	42,000
仕掛品	465,707	1年内返済予定の長期借入金	687,991
原材料及び貯蔵品	860,510	リース債務	108,150
繰延税金資産	53,851	未払法人税等	41,456
その他	282,743	賞与引当金	17,873
貸倒引当金	△4,821	役員賞与引当金	10,540
固定資産	**5,393,254**	その他	561,518
有形固定資産	**4,516,957**	**固定負債**	**2,520,086**
建物及び構築物	728,660	社債	132,000
機械装置及び運搬具	1,221,254	長期借入金	1,885,934
土地	2,150,081	リース債務	296,537
リース資産	56,170	繰延税金負債	123,919
建設仮勘定	214,631	役員退職慰労引当金	50,309
その他	146,158	退職給付に係る負債	22,495
無形固定資産	**373,394**	資産除去債務	5,349
のれん	305,052	その他	3,541
その他	68,342	**負債合計**	**6,503,230**
投資その他の資産	**502,901**	**純資産の部**	
投資有価証券	211,856	**株主資本**	**7,134,643**
繰延税金資産	1,690	資本金	405,900
退職給付に係る資産	79,425	資本剰余金	604,430
その他	223,800	利益剰余金	6,257,611
貸倒引当金	△13,871	自己株式	△133,298
		その他の包括利益累計額	**556,970**
		その他有価証券評価差額金	38,962
		為替換算調整勘定	518,008
		純資産合計	**7,691,614**
資産合計	**14,194,845**	**負債・純資産合計**	**14,194,845**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

項目	金額	
売上高		13,703,584
売上原価		11,074,965
売上総利益		2,628,619
販売費及び一般管理費		1,886,711
営業利益		741,907
営業外収益		
受取利息	3,192	
受取配当金	3,491	
為替差益	48,170	
固定資産売却益	19,759	
作業くず売却益	24,850	
その他	88,453	187,916
営業外費用		
支払利息	64,198	
その他	9,051	73,250
経常利益		856,573
特別利益		
保険解約返戻金	53,248	
会員権売却益	0	53,249
特別損失		
減損損失	12,690	
投資有価証券売却損	11,280	
会員権売却損	900	
役員退職慰労金	222,528	247,398
税金等調整前当期純利益		662,425
法人税、住民税及び事業税	134,279	
法人税等調整額	11,745	146,024
少数株主損益調整前当期純利益		516,400
当期純利益		516,400

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年７月１日残高	405,900	602,927	5,855,038	△135,960	6,727,906
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△113,827	－	△113,827
当期純利益	－	－	516,400	－	516,400
自己株式の処分	－	1,502	－	2,661	4,164
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	1,502	402,573	2,661	406,737
平成27年６月30日残高	405,900	604,430	6,257,611	△133,298	7,134,643

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成26年７月１日残高	1,500	110,333	111,834	6,839,740
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△113,827
当期純利益	－	－	－	516,400
自己株式の処分	－	－	－	4,164
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	37,462	407,674	445,136	445,136
連結会計年度中の変動額合計	37,462	407,674	445,136	851,873
平成27年６月30日残高	38,962	518,008	556,970	7,691,614

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　６社

連結子会社の名称

株式会社三ツ知製作所、株式会社三ツ知部品工業、株式会社三ツ知春日井、Thai Mitchi Corporation Ltd.、Mitsuchi Corporation of America、三之知通用零部件（蘇州）有限公司

② 非連結子会社の名称等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

該当ありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちThai Mitchi Corporation Ltd.及びMitsuchi Corporation of Americaの決算日は３月31日、三之知通用零部件（蘇州）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、３月31日現在の財務諸表又は仮決算により作成した財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、……月次総平均法による原価法

仕掛品、原材料　（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯　　蔵　　品……最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……当社及び国内連結子会社については、定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。在外連結子会社については、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３年～50年

機械及び装置　２年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、７年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　3,818,528千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,652,020株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年９月25日定時株主総会	普通株式	75,884	30	平成26年６月30日	平成26年９月26日
平成27年１月30日取締役会	普通株式	37,942	15	平成26年12月31日	平成27年３月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年９月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額　113,935千円

②１株当たり配当金　45円

③基準日　平成27年６月30日

④効力発生日　平成27年９月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等で運用し、また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引については、外貨建債権債務等及び借入金の残高の範囲内で個別的に利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内規定に従い、営業部門が取引先の状況をモニタリングするほか、管理部門も入金・残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。また、外貨建債権については、為替の変動リスクに晒されておりますが、管理部門が残高管理を行い、定期的に管理担当取締役に対し報告しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。また、借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注２）参照)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
① 現金及び預金	3,135,009	3,135,009	－
② 受取手形及び売掛金	3,012,157	3,012,157	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	180,459	180,459	－
資産計	6,327,626	6,327,626	－
① 支払手形及び買掛金	2,162,113	2,162,113	－
② 短期借入金	351,500	351,500	－
③ 未払法人税等	41,456	41,456	－
④ 社債 (１年内償還予定の社債を含む)	174,000	172,924	△1,075
⑤ 長期借入金 (１年内返済予定の長期借入金を含む)	2,573,926	2,509,381	△64,544
⑥ リース債務	404,687	400,119	△4,568
負債計	5,707,684	5,637,495	△70,188

※リース債務は流動負債、固定負債の合計額であります。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

株式については、主として取引所の価格によっております。

負 債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④社債（１年内償還予定の社債を含む)

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む)、⑥リース債務

元利金の合計額を同様の新規借入金又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	31,397

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　3,037円90銭

(2) １株当たり当期純利益　204円14銭

６．重要な後発事象に関する注記

（無担保社債の発行について）

当社は、平成27年６月24日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり無担保社債を発行いたしました。

発行総額	５億円
発行価格	額面100円につき金100円
利率	年0.51％
払込期日	平成27年７月24日
償還期限	平成34年７月22日
資金使途	借入金返済資金

貸　借　対　照　表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**4,886,709**	**流動負債**	**2,725,897**
現金及び預金	1,070,773	支払手形	853,801
受取手形	244,261	買掛金	1,049,834
電子記録債権	432,499	１年内償還予定の社債	42,000
売掛金	2,253,683	1年内返済予定の長期借入金	602,836
商品及び製品	165,349	未払金	101,395
仕掛品	139,780	未払費用	44,392
原材料及び貯蔵品	120,669	未払法人税等	3,118
前払費用	15,414	預り金	17,977
繰延税金資産	8,424	役員賞与引当金	10,540
従業員に対する短期貸付金	1,093	**固定負債**	**1,877,879**
その他	435,089	社債	132,000
貸倒引当金	△330	長期借入金	1,674,805
固定資産	**5,081,920**	繰延税金負債	31,964
有形固定資産	**1,141,501**	役員退職慰労引当金	38,514
建物	129,503	資産除去債務	595
構築物	1,898	**負債合計**	**4,603,776**
機械及び装置	3,646	**純資産の部**	
車両運搬具	9,394	**株主資本**	**5,326,035**
工具、器具及び備品	48,099	**資本金**	**405,900**
土地	946,849	**資本剰余金**	**604,430**
建設仮勘定	2,110	資本準備金	602,927
無形固定資産	**41,511**	その他資本剰余金	1,502
ソフトウエア	39,687	**利益剰余金**	**4,449,002**
その他	1,824	利益準備金	12,500
投資その他の資産	**3,898,907**	その他利益剰余金	4,436,502
投資有価証券	206,276	別途積立金	3,151,000
関係会社株式	2,912,368	繰越利益剰余金	1,285,502
出資金	60	**自己株式**	**△133,298**
関係会社出資金	534,566	**評価・換算差額等**	**38,818**
従業員に対する長期貸付金	18,376	その他有価証券評価差額金	38,818
長期前払費用	4,005	**純資産合計**	**5,364,853**
前払年金費用	54,349		
その他	182,775		
貸倒引当金	△13,871		
資産合計	**9,968,630**	**負債・純資産合計**	**9,968,630**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

項目	金額	
売上高		**10,714,131**
売上原価		**9,692,142**
売上総利益		**1,021,988**
販売費及び一般管理費		**908,333**
営業利益		**113,655**
営業外収益		
受取利息	458	
受取配当金	35,290	
為替差益	28,532	
受取手数料	13,082	
受取賃貸料	17,681	
受取ロイヤリティー	130,793	
その他	28,465	254,304
営業外費用		
支払利息	28,882	
社債利息	1,601	
賃貸費用	10,173	
その他	3,064	43,722
経常利益		**324,237**
特別利益		
保険解約返戻金	53,248	
会員権売却益	0	53,249
特別損失		
減損損失	12,690	
投資有価証券売却損	11,280	
会員権売却損	900	
役員退職慰労金	222,528	247,398
税引前当期純利益		**130,089**
法人税、住民税及び事業税	18,140	
法人税等調整額	△469	17,671
当期純利益		**112,417**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年７月１日残高	405,900	602,927	－	602,927	12,500	3,151,000	1,286,912	4,450,412
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△113,827	△113,827
当期純利益	－	－	－	－	－	－	112,417	112,417
自己株式の処分	－	－	1,502	1,502	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	1,502	1,502	－	－	△1,409	△1,409
平成27年６月30日残高	405,900	602,927	1,502	604,430	12,500	3,151,000	1,285,502	4,449,002

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年７月１日残高	△135,960	5,323,280	1,680	1,680	5,324,960
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	△113,827	－	－	△113,827
当期純利益	－	112,417	－	－	112,417
自己株式の処分	2,661	4,164	－	－	4,164
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	37,138	37,138	37,138
事業年度中の変動額合計	2,661	2,754	37,138	37,138	39,893
平成27年６月30日残高	△133,298	5,326,035	38,818	38,818	5,364,853

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、……月次総平均法による原価法

仕掛品、原材料　（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

（リース資産を除く）　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３年～38年

機械及び装置　７年～９年

無形固定資産……定額法によっております。

（リース資産を除く）　なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	608,446千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	812,957千円
短期金銭債務	879,137千円
(3) 保証債務	
Thai Mitchi Corporation Ltd.（借入債務及びリース債務）	445,338千円
Mitsuchi Corporation of America（借入債務）	54,953千円
合計	500,291千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,059,049千円
仕入高	5,382,820千円
その他の営業取引	87,009千円
営業取引以外の取引高	235,308千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	120,131株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(1)流動資産

たな卸資産評価損	6,878千円
未払費用	704千円
未払事業所税	676千円
その他	965千円
小計	9,224千円
繰延税金負債（流動）と相殺	△799千円
合計	8,424千円

(2)固定資産

役員退職慰労引当金	12,347千円
貸倒引当金	4,447千円
ゴルフ会員権評価損	256千円
その他	5,234千円
小計	22,285千円
評価性引当額	△17,696千円
繰延税金負債（固定）と相殺	△4,588千円
合計	－千円
繰延税金資産合計	8,424千円

繰延税金負債

(1)流動負債

未収事業税等	△799千円
小計	△799千円
繰延税金資産（流動）と相殺	799千円
合計	－千円

(2)固定負債

前払年金費用	△17,424千円
その他有価証券評価差額金	△19,083千円
その他	△45千円
小計	△36,553千円
繰延税金資産（固定）と相殺	4,588千円
合計	△31,964千円
繰延税金負債合計	△31,964千円
差引:繰延税金資産(負債)の純額	△23,539千円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社三ツ知製作所	三重県松阪市	10,000千円	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売	所有直接100.0	役員の兼任 当社製品の製造設備の賃貸	原材料、製品の仕入及び製品の加工(注)１	1,584,072	支払手形	259,413
									買掛金	144,078
子会社	株式会社三ツ知部品工業	名古屋市守山区	10,000千円	自動車部品の製造、販売	所有直接100.0	役員の兼任 当社製品の製造設備の賃貸	原材料、製品の仕入及び製品の加工(注)１	372,228	未収入金	156,025
									買掛金	90,853
子会社	株式会社三ツ知春日井	愛知県春日井市	50,000千円	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売	所有直接100.0	役員の兼任 当社製品の製造、販売設備の賃貸	製品の仕入及び製品の加工(注)１	3,168,880	未収入金	139,921
									買掛金	324,986
子会社	Thai Mitchi Corporation Ltd.	タイ国パトムタニ県	100,000千THB	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売	所有直接50.0 間接50.0	役員の兼任 当社製品の製造、販売設備の賃貸 債務の保証	製品の販売(注)１	443,519	売掛金	129,760
							受取ロイヤリティ(注)２	113,310	未収入金	30,705
							債務保証(注)３	445,338	―	―
子会社	Mitsuchi Corporation of America	米国テネシー州	5,037千US$	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売	所有直接88.3 間接11.7	役員の兼任 当社製品の製造、販売設備の賃貸 債務の保証	製品の販売(注)１	520,944	売掛金	325,277
子会社	三之知通用零部件(蘇州)有限公司	中国江蘇省	6,400千US$	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売	所有直接100.0	役員の兼任 当社製品の製造、販売	製品の販売(注)１	94,585	売掛金	18,206

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) １．取引条件については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

２．Thai Mitchi Corporation Ltd.とのロイヤリティ取引については、両社が協議して決定した契約上の料率に基づき受け取っております。

３．Thai Mitchi Corporation Ltd.に対する債務保証は、借入債務及びリース債務につき実施したものであります。なお、保証料は受け入れておりません。

４．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	杉山　森夫	－	－	当社監査役 シロキ工業株式会社 顧問	（被所有） 直接7.9	－	自動車用部品製品商品・型の販売 （注）1、2	2,688,437	売掛金	318,655
							原材料の購入及び自動車用部品の加工 （注）1	340,194	買掛金	72,718

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．取引条件については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
2．売掛金期末残高については、上記のほか、信託会社に債権譲渡した金額が406,180千円あります。
3．杉山森夫氏は平成27年６月12日をもってシロキ工業株式会社の代表取締役副社長を退任しております。このため、取引金額は代表取締役副社長退任までの取引について記載しており、期末残高及び議決権等の被所有割合は代表取締役副社長退任時の金額または割合を記載しております。
4．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

７．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　2,118円91銭

（2）１株当たり当期純利益　44円44銭

８．重要な後発事象に関する注記

（無担保社債の発行について）

当社は、平成27年６月24日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり無担保社債を発行いたしました。

発行総額　５億円

発行価格　額面100円につき金100円

利率　年0.51％

払込期日　平成27年７月24日

償還期限　平成34年７月22日

資金使途　借入金返済資金

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年８月20日

株 式 会 社 三 ツ 知

取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	服　部　則　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥　田　真　樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社三ツ知の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査根拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三ツ知及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年８月20日

株 式 会 社 三 ツ 知

取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　服　部　則　夫　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　奥　田　真　樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三ツ知の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査根拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年８月21日

株式会社 三 ツ 知　監査役会

常勤監査役　　近　藤　正　行　㊞

社外監査役　　杉　山　森　夫　㊞

社外監査役　　山　口　靖　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させていただく所存であります。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金45円　　総額　113,935,005円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年９月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

（２）会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を変更案第32条第２項で新設するものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）公告方法につきまして、周知性を高めることを目的として、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告への変更を行うものであります。また同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

（４）その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。また、これに加え、第９条における各号の表記について、数字に括弧書を付した表記（例：（１）、（２）、（３））とする旨の変更並びに、第10条、第12条、第14条、第16条、第18条、第23条、第24条、第28条（変更案第29条）、第44条（変更案第40条）及び第49条（変更案第45条）における各項の表記についても、括弧書を外した数字表記（例：１、２、３）とする旨の変更も行います。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（公告方法） 第４条　本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告方法） 第４条　本会社の公告は、電子公告により行う。
（新　設）	２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第２章　株　式	第２章　株　式
第５条～第12条（条文省略）	第５条～第12条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条（条文省略）	第13条～第18条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役会の設置） 第19条（条文省略）	（取締役会の設置） 第19条（現行どおり）
（取締役の員数） 第20条　本会社の取締役は12名以内とする。	（取締役の員数） 第20条　本会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は８名以内とする。
（新　設）	２．本会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は４名以内とする。
（取締役の選任） 第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第21条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
（２）（条文省略）	２．（現行どおり）
（３）（条文省略）	３．（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の任期） 第22条（条文省略）	（取締役の任期） 第22条（現行どおり）
（新　設）	２．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	３．補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
第23条～第26条（条文省略）	第23条～第26条（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第27条　本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第27条　本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第28条　本会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。
（２）（条文省略）	２．（現行どおり）
（新　設）	（取締役会規程） 第30条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（取締役の報酬等） 第31条　取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第30条（条文省略）	（取締役の責任免除） 第32条（現行どおり）
（２）本会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
（監査役および監査役会の設置） 第31条　本会社は、監査役および監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第33条　本会社は監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第32条　本会社の監査役は３名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任） 第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	（削　除）
（２）監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。	（削　除）
（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（削　除）
（２）補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	（削　除）
（常勤監査役） 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（監査役会の決議） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第35条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。
（監査役会議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第36条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（２）監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。	２．監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。
（監査役会規程） 第39条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第37条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第41条　本会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 （２）本会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除） （削　除）
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第42条～第44条（条文省略）	第38条～第40条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
第46条～第49条（条文省略）	第42条～第45条（現行どおり）
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 本会社は、第53期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第53期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	村瀬（むらせ）　修（おさむ） （昭和22年２月11日生）	昭和42年11月　当社入社 昭和56年２月　当社取締役 昭和59年９月　当社常務取締役 平成６年９月　当社専務取締役 平成15年９月　当社取締役副社長 平成19年９月　当社代表取締役副社長 平成20年４月　当社代表取締役社長（現在に至る） 重要な兼職の状況 株式会社三ツ知春日井　代表取締役会長 三之知通用零部件（蘇州）有限公司　董事長兼総経理	60,951株
2	石黒（いしぐろ）　勝（まさる） （昭和34年４月14日生）	昭和57年４月　シロキ工業株式会社入社 平成13年10月　当社出向 平成14年９月　当社取締役 平成14年10月　当社入社 平成15年９月　当社常務取締役 平成15年９月　当社常務取締役営業本部長兼営業部長 平成17年９月　当社常務取締役営業部長 平成18年10月　当社常務取締役調達部長 平成21年９月　当社常務取締役 平成26年４月　当社常務取締役兼品質管理部長 平成26年９月　当社専務取締役兼品質管理部長 平成27年９月　当社専務取締役（現在に至る）	12,000株
3	樋口（ひぐち）　哲也（てつや） （昭和34年10月21日生）	昭和57年４月　株式会社東海銀行 （現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成24年２月　当社出向 平成24年９月　当社入社、取締役総務部長 平成25年７月　当社取締役総務部長兼経営企画室長 平成26年９月　当社常務取締役総務部長兼経営企画室長（現在に至る）	742株
4	荒木（あらき）　直人（なおと） （昭和28年９月28日生）	昭和54年４月　シロキ工業株式会社入社 平成21年12月　当社出向 平成22年９月　当社入社、取締役（現在に至る） 重要な兼職の状況 株式会社三ツ知春日井　代表取締役社長	3,222株

（注）１．取締役候補者　村瀬　修氏は株式会社三ツ知春日井の代表取締役会長であり、三之知通用零部件（蘇州）有限公司の董事長兼総経理であり、同２社は当社の子会社であり、当社と同２社の間に部品及び製品等の取引関係があります。
２．取締役候補者 荒木直人氏は株式会社三ツ知春日井の代表取締役社長であり、同社は当社の子会社であり、当社と同社の間に部品及び製品等の取引関係があります。
３．その他の候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※おおにしよしひろ 大西義弘 （昭和28年８月11日生）	昭和53年４月　株式会社東海銀行 （現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成20年３月　岡谷鋼機株式会社入社、監査部長 平成27年９月　当社入社、顧問（現在に至る）	－株
2	※つつみ　やすひさ 堤　泰久 （昭和32年３月３日生）	昭和56年４月　シロキ工業株式会社入社 平成20年６月　同社取締役 平成24年６月　同社執行役員 平成25年６月　同社常務取締役 平成27年６月　同社代表取締役専務（現在に至る） 重要な兼職の状況 シロキ工業株式会代表取締役専務	－株
3	※やまぐちやすお 山口靖雄 （昭和36年12月８日生）	昭和60年４月　株式会社東海銀行 （現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成12年１月　名古屋中小企業投資育成株式会社入社 平成22年６月　同社業務第六部長兼業務支援室長 平成22年11月　同社業務第五部長兼業務支援室長 平成26年６月　同社業務第一部長（現在に至る） 平成26年９月　当社監査役（現在に至る）	－株

（注）１．※印は、新任監査等委員である取締役候補者であります。
２．監査等委員である取締役候補者　堤　泰久氏はシロキ工業株式会社の代表取締役専務であり、当社は同社と製品等の取引関係があります。
３．その他の候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
４．社外取締役候補者に関する事項
①　堤　泰久氏及び山口靖雄氏は、社外取締役候補者であります。
②　堤　泰久氏を社外取締役候補者として選任する理由は、シロキ工業株式会社の代表取締役専務であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
③　山口靖雄氏を社外取締役候補者として選任する理由は、金融機関出身者で、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地からの適切な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、名古屋中小企業投資育成株式会社での企業成長支援業務を通して企業経営に関する幅広い知見を有していることから、経営全般の監視を行うには適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

④　山口靖雄氏は現在当社の社外監査役であり、その就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約１年であります。
⑤　当社は、監査等委員である取締役候補者の山口靖雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。
５．監査等委員の候補者であります大西義弘、堤泰久、山口靖雄の各氏が選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年９月25日開催の第44期定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」、第３号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年間240,000千円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務役員の使用人分の給与及び賞与は含まないものといたします。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の職務と責務を考慮し、年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第３号議案及び第４号議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は４名、監査等委員である取締役は３名となります。

第６号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役５名及び常勤監査役１名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与10,540千円（取締役分10,115千円、監査役分425千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます高木隆一氏、及び監査役を退任されます近藤正行氏、杉山森夫氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略歴
高木　隆一（たかぎ　りゅういち）	平成21年９月　当社取締役（現在に至る）
近藤　正行（こんどう　まさゆき）	平成23年９月　当社常勤監査役（現在に至る）
杉山　森夫（すぎやま　もりお）	平成24年９月　当社監査役（現在に至る）

以　上

〈メ　モ　欄〉

第53期定時株主総会会場のご案内

- 会　　場　名古屋市守山区藪田町510番地
  当社　本社４階会議室
  電話　(052) 798-1126
- 交 通 機 関　名鉄瀬戸線「喜多山駅」下車徒歩約10分
  地下鉄東山線池下駅より市バス大森車庫行
  「中井」下車徒歩約３分

